

- 令和3年度 - 就学援助について（お知らせ）

市立の小・中学校に在学（入学）する児童生徒の保護者に対して、家庭の事情に応じ、学校で必要な費用の一部を援助する制度です。

1. 援助の内容

[金額は令和2年度の年額です]

区分	学年	学用品費等	新入学学用品費	給食費	修学旅行費	校外活動費	通学費	医療費
小学校	1年	13,230円	51,060円※	実費	実費	一部経費 (交通費・見学科)	実費 (条件あり)	実費 (対象疾病のみ) ※医療券交付
	2~6年	15,500円	※入学前別途申請					
中学校	1年	25,040円	60,000円※					
	2・3年	27,310円	※小学校6年時支給					

※ 生活保護を受けている人は、修学旅行費と医療費のみが対象となります。

2. 援助を受けることができる人 ※税の申告が必要な人は必ず申告してください。

①生活保護を受けている人	⑥児童扶養手当を受けている人
②生活保護が停止又は廃止になった人	⑦生活福祉資金の貸付を受けている人
③市民税が非課税又は減免された人、個人事業税・固定資産税が減免された人	⑧雇用保険の失業給付を受けている人
④国民年金保険料が免除された人	⑨経済的に困っている人（令和2年中の所得が市の基準を下回る世帯）
⑤国民健康保険料が減免又は徴収猶予された人	

3. 申請方法

学校や教育委員会（教育指導課）にある「就学援助費申請書」と通帳のコピー（口座名義、口座種別、口座番号、支店名の分かるもの）等必要書類を学校へ提出してください。

※生活保護を受けている人は、必ず申請してください。

4. 申請期限

新入生 令和3年4月15日（木） **在校生** 令和3年3月15日（月）

※中途申請も随時受け付けています。毎月20日が締め切りです。

5. 特別な支援を要する児童生徒の援助について

特別支援学級に在籍または通級している場合や通常学級に在籍し、学校教育法施行令第22条の3（特別支援学校の入学基準）に規定する障害の程度に該当すると教育委員会が判断した場合、「特別支援教育就学奨励費」を受けることができます（就学援助を受けている場合は申請できません）。受給を希望される方は、学校や教育委員会（教育指導課）にある「特別支援教育就学奨励費申請書」に必要書類を添えて学校に提出してください。

(令和2年度支給額)

区分	学用品・通学用品購入費	新入学学用品・通学用品購入費	給食費	修学旅行費	校外活動参加費(宿泊なし)	校外活動参加費(宿泊あり)	通学費
小学校	実費の1/2 (限度額5,820円)	実費の1/2 (限度額25,555円)	実費の1/2	実費の1/2	実費の1/2 (限度額800円)	実費の1/2 (限度額1,845円)	実費 (条件あり)
中学校	実費の1/2 (限度額11,370円)	実費の1/2 (限度額28,990円)			実費の1/2 (限度額1,155円)	実費の1/2 (限度額3,105円)	

問い合わせ先

児童生徒が在籍する学校または尾道市教育委員会教育指導課学事係(TEL 0848-20-7474)へお気軽にご相談ください。